

入札公告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年3月2日

島根県中山間地域研究センター所長 門脇 孝

1 入札に付する事項

- (1) 件名
「令和8年度 県民の森遊歩道及び付帯施設管理業務委託」
- (2) 委託の内容
島根県県民の森の遊歩道及び付帯施設管理業務として、次に掲げる業務を行う。
 - ア. 融雪後の遊歩道の清掃
 - イ. 遊歩道刈払い
 - ウ. 遊歩道に付随する駐車場刈払い
 - エ. 展望広場刈払い
 - オ. 遊歩道パトロール
 - カ. 遊歩道に付随する駐車場、トイレの管理清掃
 - キ. 避難小屋及び隣接するトイレの管理清掃
 - ク. 付帯業務
- (3) 委託の詳細な内容
「令和8年度 県民の森遊歩道及び付帯施設管理業務委託仕様書」のとおり
- (4) 契約期間
令和8年4月1日～令和8年11月30日

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690-3405 島根県飯石郡飯南町上来島1207
島根県中山間地域研究センター 県有林管理スタッフ
電話：(0854) 76-2302 ファックス：(0854) 76-3758
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
令和8年3月4日（水）～3月10日（火）の午前8時30分から午後5時15分までの間において、3（1）の交付場所において交付する。

また、希望する者には、交付期間中に入札説明書の電子ファイルを、電子メールに添付して交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して、3（1）の問合せ先まで電話連絡のうえ、ファックス等で申し込むこと。

なお、入札説明会は実施しない。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより入札参加資格の確認に必要な書類（入札資格審査申請書等）を、令和8年3月13日（金）までに、持参または郵送（書留郵便に限る）により、3の(1)に掲げる場所に提出すること。持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

後日、審査結果を通知する。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月18日（水）10時00分から

イ 場所 島根県飯石郡飯南町上来島1207 島根県中山間地域研究センター 研修室2

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額（消費税及び地方消費税を加算した額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を加算した額）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県中山間地域研究センターに報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) 入札の取り止めまたは延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(9) 入札の取り止め

令和8年度島根県一般会計当初予算が成立しなかった場合は入札を中止する。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。